



秋労発基 0701 第 3 号

令和 8 年 7 月 1 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼 木 智 昭 殿

秋 田 労 働 局 長

千 葉 裕 子

秋田県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和 55 年秋田労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき貴会の調査審議をお願いする。